

毎週火、金、土曜日(但休日に当るときは翌日)
第十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

日 次

選管告示

鳥取県知事の任期満了による選挙の執行
期日

鳥取県知事の選挙における選挙長等の選
任

鳥取県知事の選挙及び鳥取市議会議員の
一般選挙において補充選挙人名簿の調製

等に関する期日、期間等

鳥取県知事の選挙の投票用紙の様式仮投票用封筒等におけるべき印

鳥取県知事の選挙における候補者の選挙運動に関する支出金額の制限額

鳥取県知事の選挙における選挙公報掲載場所の申請期限及びくじを行なう日時及び場所

鳥取県知事の選挙における立会演説会の開催計画

鳥取県知事の選挙について立会演説会の場所の順序をきめるくじを行なう日時及び場所

鳥取県知事の選挙における選挙会の日時

及び場所

鳥取県知事の選挙における選挙立会人のくじを行なう日時及び場所
鳥取県知事の選挙においてポスター掲示場にポスターを掲示することができる日時等

選管告示

鳥取県選管委員会告示第四十四号

公職選挙法(昭和二十五年法律第二百号)第三十三条第一項の規定に基づき、鳥取県知事の任期満了による選挙を、昭和三十七年十一月二十五日に行なう。

昭和三十七年十月三十一日

鳥取県選管委員会委員長 福光 正義

鳥取県選管委員会告示第四十五号

昭和三十七年十一月二十五日執行の鳥取県知事の選挙における選挙長及び選管長の職務代理者を、それぞれ次のとおり選任した。

昭和三十七年十月三十一日

折目	折目	折目
<p>こうほしやしめい こうほしや 候補者氏名</p>		
<p>○ちゅう 意 い</p>		
<p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>		
<p>鳥取県知事選挙投票</p>		
<p>鳥取県 選挙管理 委員会印</p>		
<p>鳥取県 選挙管理 委員会印</p>		

裏	表
<p>鳥取県知事選挙投票</p>	
<p>鳥取県 選挙管理 委員会印</p>	

- 備考 1 用紙は白色で、文字は黒色で印刷する。
 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込式とする。

二 仮投票用封筒及び不在者投票用封筒におすべき印は、
 当該市町村の選挙管理委員会の印とする。

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義
 一 職名 住所 氏名
 選挙長 米子市明治町八
 職務代理者 鳥取市東町一丁目 平林 鴻三
 選挙長の執務場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地
 鳥取県選挙管理委員会事務局 加藤 章

昭和三十七年十一月四日から十一月十日までの間に、
 住所地の市町村選挙管理委員会に文書で申請すること。
 三 調製期間 昭和三十七年十一月十一日から十一月
 十五日まで
 四 縦覧期間 昭和三十七年十一月十六日から十一月
 十九日まで
 五 異議の申出に対する決定期限
 昭和三十七年十一月二十一日

鳥取県選挙管理委員会告示第四十六号

昭和三十七年十一月二十五日執行の鳥取県知事の選挙
 及びこれと同時選挙を行なう予定の鳥取市議会議員の一
 般選挙について調製する補充選挙人名簿の調製、縦覧、異
 議の申出に対する決定及び確定に関する期日及び期間並
 びに申請の期間及び方法を、それぞれ次のとおり定める。

昭和三十七年十月三十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義

一 調製現在期日 昭和三十七年十一月三日

二 申請の期間及び方法

鳥取県選挙管理委員会告示第四十七号

昭和三十七年十一月二十五日執行の鳥取県知事の選挙
 の投票用紙の様式並びに仮投票用封筒及び不在者投票用
 封筒におすべき印を、それぞれ次のとおり定める。

昭和三十七年十月三十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義

一 投票用紙の様式

鳥取県選挙管理委員会告示第四十八号

鳥取県選挙管理委員会事務局

00434
(第3種郵便物認可)

4

昭和三十七年十一月二十五日執行の鳥取県知事の選挙における各候補者の選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

昭和三十七年十月三十一日

鳥取県選挙管理委員長 福光 正義

候補者一人につき

二、五五五、六〇〇円

鳥取県選挙管理委員長 福光 正義

鳥取県選挙管理委員会告示第四十九号

昭和三十七年十一月二十五日執行の鳥取県知事の選挙における選挙公報掲載文の申請期限並びに掲載順序のくじを行なう日時及び場所を、次のとおり定める。

昭和三十七年十月三十一日

鳥取県選挙管理委員長 福光 正義

申請期限

昭和三十七年十一月十二日

くじを行なう日時

昭和三十七年十一月十二日

くじを行なう場所

午後五時十分
鳥取市東町二丁目二二〇番地

くじを行なう場所

午後五時十分

00435

5 昭和37年10月31日 水曜日 鳥取県公報(号外) 第94号 (第3種郵便物認可)

鳥取県選挙管理委員会告示第五十号

昭和三十七年十一月二十五日執行の鳥取県知事の選挙における立会演説会の開催計画を、次のとおり定める。

昭和三十七年十月三十一日

鳥取県選挙管理委員長 福光 正義

立会演説会の方法

班別編成の方法によらない立会演説会とする。

候補者一人当たりの演説の時間 四十分以内

一回の立会演説会において演説をすることができる候補者の数 五人

立会演説会の開催予定の日時及び会場

一 立会演説会の開催予定の日時及び会場

二 立会演説会の開催予定の日時及び会場

三 立会演説会の開催予定の日時及び会場

四 立会演説会の開催予定の日時及び会場

昭和37年10月31日 水曜日 鳥取県公報(号外) 第94号 (物認可)

十一月十二日	ク一時三十分	赤崎町	赤崎中学校
十一月十三日	ク一時三十分	名和町	名和中学校
十一月十四日	ク一時三十分	淀江町	淀江小学校
十一月十五日	ク一時三十分	大山町	大山第二中学校
十一月十六日	ク一時三十分	境港市	境港小学校
十一月十七日	ク一時三十分	西伯町	生山公会堂
十一月十八日	ク一時三十分	米子市	根雨公会堂
十一月十九日	ク一時三十分	岸本町	中央集会所
十一月二十日	ク一時三十分	溝口町	江府町公民館
	ク一時三十分	米子市	米子市公会堂
	ク一時三十分	倉吉町	明道小学校
	ク一時三十分	府谷町	鷺川中学校
	ク一時三十分	鳥取市	成徳小学校
	ク一時三十分	鳥取市	谷小学校
	ク一時三十分	鳥取市	遷喬小学校

鳥取県選挙管理委員会告示第五十一号

昭和三十七年十一月二十五日執行の鳥取県知事の選挙について開催する立会演説会の演説の順序をきめるくじを行なう日時及び場所を、次のとおり定める。

昭和三十七年十月三十一日

鳥取県選挙管理委員長 福光 正義

一日時 昭和三十七年十一月一日 午後五時十分

二場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会事務局

昭和三十七年十月三十一日

鳥取県選挙管理委員長 福光 正義

一日時 昭和三十七年十一月二十三日 午前十一時

二場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会事務局

昭和三十七年十一月二十一日

鳥取県選挙管理委員長 福光 正義

一日時 昭和三十七年十一月二十七日 午後三時

二場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県厅

鳥取県選挙管理委員会告示第五十三号

昭和三十七年十一月二十五日執行の鳥取県知事の選挙において、各候補者の届出にかかる選挙立会人の数が十人を超える場合のくじ並びに同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる選挙立会人が三人以上ある場合のくじを行なう日時及び場所を、次のとおり定める。

昭和三十七年十月三十一日

鳥取県選挙管理委員長 福光 正義

一日時 昭和三十七年十一月二十三日 午前十一時

二場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会事務局

昭和三十七年十月三十一日

鳥取県選挙管理委員長 福光 正義

昭和三十七年十一月二十五日執行の鳥取県知事の選挙について設置するボスター掲示場に公職選挙法(昭和二十五年法律第二百号)第二百四十四条の二第三項の規定によりボスターを掲示することができる日並びに掲示の順序

のくじを行なう日時及び場所を、次のとおり定める。

昭和三十七年十月三十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義

一 掲示することができる日

二 もくじを行なう日時

昭和三十七年十月三十一日 午後五時十分

三 もくじを行なう場所

鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会事務局

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
定価 一部月額 二五〇円(配送料共)